

**関市観光プロモーション動画制作・情報発信業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この要領は、「関市観光プロモーション動画制作・情報発信業務」（以下、「本業務」という。）の受託者選定について、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を総合的に評価し、契約の相手方として最も適切な事業者を選定するため、本業務に係る公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

関市観光プロモーション動画制作・情報発信業務

(2) 業務内容

関市の観光地としての認知度や来訪意向度の向上を図るための、自然や歴史、文化、体験アクティビティ、事業者などを紹介する動画の制作及びその動画を活用した情報発信、その他それらに付随する一切の業務。

※ 詳細は資料1「関市観光プロモーション動画制作・情報発信業務仕様書」参照

(3) 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(5) 委託契約限度額

金 6,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本プロポーザルの公告日において、関市競争入札等参加者名簿に登載されていること（未登載の場合は、参加申込みの日までに関市競争入札等参加資格申請をすること。）。
- (2) 本プロポーザルの公告日から契約締結の日までに、関市競争入札参加者資格停止措置要領（平成7年関市告示77号）の規定による入札参加者資格停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始に申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがな

されていないこと。

- (5) 関市暴力団排除条例（平成24年関市条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされていない者であること。
- (6) 過去5年間（平成28年度から令和2年度）において官公庁（関連団体を含む。）が発注する本業務に似ている動画制作等の業務について受託した実績があること。

4 契約締結までのスケジュール

時 期	内 容
令和3年4月 2日（金）	プロポーザル実施要領等の公告
令和3年4月 2日（金）～ 3年4月22日（木）午後5時00分	質問受付
令和3年4月23日（金）午後5時00分までに随時	質問回答期限
令和3年4月23日（金）午後5時00分	参加意向申出書等提出期限
令和3年4月27日（火）	参加資格審査結果の通知
令和3年5月10日（月）午後5時00分	提出書類提出期限
令和3年5月21日（金）※予定	審査
令和3年5月 下旬 ※予定	審査結果の通知
令和3年6月 上旬 ※予定	契約手続き（協議等）、契約締結

5 質問受付及び回答

- (1) 質問受付期間
令和3年4月2日（金）～令和3年4月22日（木）午後5時00分
- (2) 質問提出先
下記「17 書類提出先及びお問い合わせ先」
- (3) 質問提出方法
 - ① 様式1「質問票」に必要事項を簡潔明瞭に記入する。
 - ② 電子メールまたはファクスにて提出する。なお、電子メールの件名は「関市観光プロモーション動画制作・情報発信業務プロポーザルに係る質問票」と明記すること。
 - ③ 質問票を提出した場合は、下記「17 書類提出先及びお問い合わせ先」に電話にて受信確認を行うこと。
 - ④ 電話による質問は受け付けない。
- (4) 回答
 - ① 回答期限及び方法

令和3年4月23日（金）午後5時00分までに、随時、関市ホームページ上で公表することとする。

② 注意事項

上記「(1) 質問受付期間」を経過して提出された質問に対しては、回答しない。

6 参加申込及び資格審査

- (1) 受付期間 令和3年4月2日（金）～
令和3年4月23日（金）午後5時00分
- (2) 提出書類 ア 様式2「参加意向申出書」
イ 様式3「会社概要及び過去5年間の類似事業の主な受注等の実績」
- (3) 提出方法 持参または送付により、令和3年4月23日（金）午後5時00分までに必着とする。
持参の場合は、土、日、祝日等の閉庁時を除く午前9時から正午まで、または、午後1時から午後5時までの間に「17 書類提出先及びお問い合わせ先」に持参すること。
送付の場合は、封筒の表面に「プロポーザル参加意向申出書在中」と朱書きの上、簡易書留郵便その他到着を確認できる方法で「17 書類提出先及びお問い合わせ先」まで提出すること。
- (4) 審査結果 参加資格審査結果は、各応募者へ様式5「参加資格審査結果通知書」にて通知する。

7 企画提案を求める項目

- (1) 企画のコンセプト、全体イメージ
 - ① 事業の目的を踏まえ、企画の詳細を示すこと。
 - ② 制作する動画の内容、本数、1本あたりの時間、配信時期を示すこと。
 - ③ 想定するターゲットを明確に示し、企画内容がターゲットに訴求する理由を示すこと。
※業務目的、概要に沿った企画であれば、動画の内容、時間、配信回数、時期等については、特に制限ありません。
- (2) プロモーション方法
 - ① 情報発信媒体を明確にした情報発信の詳細を示すこと。
 - ② 情報発信媒体が、想定するターゲットに訴求する理由を示すこと。
- (3) 効果検証
 - ① 効果の検証方法を示すこと。
 - ② 効果を測定するための目標数値を示すこと。
 - ③ 選定した検証方法、目標数値の理由を示すこと。

8 企画提案書等の提出

プロポーザル参加者は、資料1「関市観光プロモーション動画制作・情報発信業務仕様書」を参照し、次の書類を作成して提出すること。

- (1) 受付期間 令和3年4月27日(火)～
令和3年5月10日(月)午後5時00分
- (2) 提出書類 提出書類はすべてA4版(A3版による折込可)に統一すること。
 - ① 企画提案書
 - ② 業務体制(人員体制、組織体制、連絡体制等)
 - ③ 業務スケジュール
 - ④ 見積書(※税抜の金額を記載すること)
 - ⑤ 見積内訳書
- (3) 提出部数 7部(各部、左上クリップどめとする。)
- (4) 提出方法 持参または送付により、令和3年5月10日(月)午後5時00分までに必着とする。
持参の場合は、土、日、祝日等の閉庁時を除く午前9時から正午まで、または、午後1時から午後5時までの間に「17 書類提出先及びお問い合わせ先」に持参すること。
送付の場合は、封筒の表面に「プロポーザル提案書等在中」と朱書きの上、簡易書留郵便その他到着を確認できる方法で「17 書類提出先及びお問い合わせ先」まで提出すること。
一度提出した提案書等は、これを書換え、引換えまたは撤回をすることができないものとする。
- (5) 提案無効 本プロポーザル参加資格を満たさない者、提出書類に虚偽の記載が判明した場合及び提出書類を提出期限までに提出しない者の提案、誤字等により記載事項が確認できない提案は無効とする。

9 辞退

提出書類の提出後に、上記「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合等で本プロポーザルへの参加を辞退するときは、必ず様式4「辞退届」を下記「17 書類提出先及びお問い合わせ先」に提出すること。

なお、辞退届の提出があった場合においても、それまでに提出された書類は返却しない。

10 審査方法

- (1) 本プロポーザル参加者から提出された企画提案書等をもとに、資料2「提案書等評価基準」に基づき審査を行い、評価項目ごとの評価点数の合計得点数で競うものとする。ただし、提出された見積書に記載された金額に100分の110を乗じ

た金額が上記「3 委託契約限度額」の金額を超える場合は、審査の対象としない。

- (2) 審査は、関市が設置する**関市観光プロモーション動画制作・情報発信業務委託先選定委員会**が行う。
- (3) 評価点の満点は100点とし、審査員6名の合計600点満点とする。
- (4) 最高得点事業者を本業務の受託候補者とする。
- (5) その他詳細は、資料3「**関市観光プロモーション動画制作・情報発信業務プロポーザル審査要領**」を参照すること。

1.1 審査結果

- (1) 審査終了後、本プロポーザル参加者に対して様式6「**プロポーザル審査結果通知書**」にて通知する。
- (2) 通知内容は、通知相手先の順位、通知相手先の合計得点数、最高得点事業者の名称、最高得点事業者の合計得点数とする。
- (3) 審査に係る講評は公表しない。
- (4) 審査結果に関する異議は認めず、質問も受け付けない。
- (5) その他詳細は、資料3「**関市観光プロモーション動画制作・情報発信業務プロポーザル審査要領**」を参照すること。

1.2 提出書類の取扱

- (1) 本プロポーザル参加者が関市に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。ただし、提案書が採用された場合、その一切の著作権は本市に帰属することとする。
- (2) 提出されたすべての書類は参加者に返却しない。

1.3 公正なプロポーザルの確保

- (1) 本プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 本プロポーザル参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) 本プロポーザル参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 本プロポーザル参加者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を本プロポーザルに参加させずまたはプロポーザルの執行を延期し、もしくはとりやめることがある。

1 4 契約の締結等

(1) 契約の締結

- ① 委託契約書を作成し、関市と受託者で取り交わすこととする。
- ② 委託契約に当たっては、審査された提案内容を直ちに契約内容とするものではない。選定された本業務の受託候補者は、提案書等に記載された業務内容、その他必要事項について関市（観光課）と協議及び調整を行い、業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、双方合意の上で、追加、変更または削除を行い、委託契約を締結する。
- ③ 資料1「関市観光プロモーション動画制作・情報発信業務仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものである。したがって、業務受託候補者の企画内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書には、当該提案書等の内容の範囲内において、業務内容が追加される場合がある。
- ④ 契約金額には、業務の履行に必要となる一切の経費を含むものとする。
- ⑤ 契約締結に関する協議において、本業務を委託することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、契約を締結しないことがある。その場合において、業務受託準備のために本業務の受託候補者が支出した経費について、関市は補償しない。

この場合、本プロポーザル審査による業務受託候補者の選定を取り消すとともに、次点の事業者を本業務の受託候補者として選定の上、上記①～④の事項を準用し、契約を締結するものとする。

- ⑥ 契約締結後において、業務運営の適正を期すために関市（観光課）が行う指示に受託者が従わないとき、その他業務を継続することができないとき、または不相当と認められるときは、契約を解除することがある。この場合において、受託者に損害が生じたとしても、関市はその補償の責めは負わない。

(2) 業務の実施

- ① 本業務は、本仕様書及び提案書等に記載された事項に基づいて実施すること。
- ② 受託者は、本業務の実施に当たっては関係法令及び条例を遵守すること。
- ③ 受託者は、本業務の実施に当たっては関市（観光課）と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- ④ 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- ⑤ 受託者は、本業務を効率的に行う上で、必要と認められる業務については、関市と協議の上、業務の一部を第三者に請け負わせることができる。この場合には、当該請け負いの相手先を関市内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(4) 契約金額支払

受託者から提出された業務完了届を関市（観光課）にて受理後、受託者の請求に基づき支払うものとする。

1 5 情報公開及び提供

関市ホームページに以下の情報を掲載する。

(1) 業務受託候補者決定前

- ① プロポーザル実施要領
- ② 仕様書 (資料1)
- ③ 提案書等評価基準 (資料2)
- ④ 審査要領 (資料3)
- ⑤ 各種様式 (様式1～6)

(2) 業務受託候補者決定後

- ① 受託候補者の名称及び合計点数
- ② 受託候補者を除く各プロポーザル参加者の合計点数（※名称は非公表）

なお、提出された書類について、関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）に基づく開示請求があった場合、同条例に基づき開示することがある。

1 6 その他

- (1) 様式2「参加意向申出書」を提出後、辞退する場合は、様式4「辞退届」を提出すること。
- (2) 提出書類が以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
 - ② 虚偽の記載をしたもの。
- (3) 本プロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案等を行った者または不正な利益を得ようとした者は、失格とする。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は参加者が負うものとする。
- (5) 提出書類の作成、提出等、本プロポーザルへの参加に係る一切の経費は、プロポーザル参加者の負担とする。

1 7 書類提出先及びお問い合わせ先

〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 関市役所産業経済部観光課
TEL : 0575-23-7704 FAX : 0575-23-7741 E-mail : kankou@city.seki.lg.jp